

吉敷自治会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、永年にわたり吉敷地域の地域振興や地域活動等に尽力し、その功績が特に顕著であったと認められる者に対して行う表彰について定める。

(表彰の対象)

第2条 吉敷自治会長（以下「会長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する活動をしている団体及び個人を対象とし、その功績を表彰する。

- (1) 本会に特に功労があった者。
- (2) 社会福祉の増進及び環境衛生の向上に尽力し、その功績が特に顕著な者。
- (3) 産業、文化又はスポーツの振興に尽力し、その功績が特に顕著な者。
- (4) 消防又は防災の向上に尽力し、その功績が特に顕著な者。
- (5) その他会長が特に必要と認めた者。

(候補者の推薦)

第3条 推薦者は、町内委員又は地域内の各種団体の代表者とし、この規程に定める表彰にふさわしい者（以下「候補者」という。）を会長に推薦するものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、候補者を推薦することができる。

3 推荐方法については、会長が別に定める。

(表彰選考委員会)

第4条 表彰選考委員会の委員は、吉敷自治会の役員をもって充てる。

2 表彰選考委員会は、毎年、会長が招集し、第2条に該当する表彰者を選考する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、団体受賞の場合においては団体代表者へ表彰状及び記念品（上限5,000円）を、個人受賞の場合においては表彰状及び記念品（上限3,000円）を授与して行う。

2 前項の規定において、個人の受賞者が表彰前に死亡したときは、その遺族に表彰状及び記念品を授与するものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年1回、会長が期日を定めて行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。